

平成 26 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 5 回臨時会	5 月 19 日	開 会
	5 月 19 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 26 年 5 月 19 日（月曜日）

第 5 回南三陸町議会臨時会会議録

平成26年第5回南三陸町議会臨時会会議録第1号

---

平成26年5月19日（月曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	遠藤 健治 君

会 計 管 理 者	佐 藤 秀 一 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	最 知 明 広 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 ( 農 林 行 政 担 当 )	阿 部 明 広 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 ( 漁 集 事 業 担 当 )	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 孝 志 君
復 興 事 業 推 進 課 長	及 川 明 君
復 興 用 地 課 長	仲 村 孝 二 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	沼 澤 広 信 君
上 下 水 道 事 業 所 長	羽 生 芳 文 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	佐 藤 広 志 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 浩 君
総 務 課 財 政 係 長	佐々木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 通 君
生 涯 学 習 課 長	及 川 庄 弥 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	芳 賀 俊 幸
主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	三 浦 勝 美

---

議事日程 第1号

平成26年5月19日（月曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第63号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第64号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第65号 工事請負変更契約の締結について
- 第10 議案第66号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定の締結について
- 第11 議案第67号 財産の取得について
- 第12 議案第68号 財産の取得について
- 第13 議案第69号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。本日の臨時会、どうぞよろしく願いいたします。

本会議開催前に、当局より4月1日付人事異動に伴い、議場出席課長の異動がありましたことから、議会に紹介したい旨申し入れがありましたので、これを許可いたします。

総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

それでは、本年4月1日付人事異動によりまして、議場出席の管理職等に異動もございましたので、異動のあった職員についてご紹介いたします。

資料に議会出席者の名簿ございますので、あわせてごらんいただければと思います。

まず、環境対策課長小山雅彦、宮城県からの派遣でございます。産業振興課長高橋一清、前職は産業振興課参事でございます。産業振興課参事（農林行政担当）阿部明広、前職は保健福祉課参事でございます。建設課技術参事（漁集事業担当）宮里憲一、兵庫県からの派遣でございます。危機管理課長佐藤孝志、前職は復興用地課長でございます。復興用地課長仲村孝二、前職は復興用地課用地第一係長、兵庫県宝塚市からの派遣でございます。上下水道事業所長羽生芳文、登米市からの派遣でございます。公立志津川病院事務長佐々木三郎、前職は危機管理課長でございます。教育委員会部局、教育総務課長佐藤 通、前職は産業振興課長でございます。最後、総務課財政係長佐々木一之、前職は総務課財政係主査でございます。

以上で紹介を終わります。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第5回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、3番及川幸子君、4番小野寺久幸を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の協議もあり、本日1日としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

## 日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## 日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成26年第5回臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

本日は、平成26年度最初の議会となりますので、初めに今年度の行政組織及び職員体制についてご説明を申し上げます。

組織体制につきましては、東日本大震災からの復旧・復興事業をさらにスピード感をもって効率的に推進するために、町の政策・調整部門を担う「企画課政策調整係」を施策全体を担当する「第一係」と、復興政策に特化して担当する「第二係」の二係体制といたしました。

また、高台移転や市街地整備等の進展に伴い、今後住宅再建に係る事務的な業務の増加が見込まれることから、住宅再建に係る支援体制を充実させるため、「復興事業推進課」内に被災者の住宅再建に係る助成事業等を担当する「住宅再建支援係」を新設するとともに、被災した漁業集落の再生を図るために、「建設課」内に当該業務を担当する「漁業集落整備係」を新たに設置をいたしました。さらには、住宅再建等の進展に伴い、新築される建物等に係る固定資産の評価事務などの増加も見込まれることから、「町民税務課」の税務部門である「課税係」と「納税係」を固定資産税に特化して担当する「資産税係」と、町民税等を担当する

「税務係」に改変することといたしました。

なお、詳細につきましては、8ページの行政組織機構図をごらんをいただきたいと思います。

次に、職員体制につきましては、住民の福祉向上を図るため、引き続き全国の地方公共団体から合計106名の職員を地方自治法の規定に基づき派遣をいただくこととなり、この規模は昨年度の81名から25名増加しております。なお、新規採用職員は11名となっております。なお、公立志津川病院を含めた全体では、プロパー職員273名、任期付職員14名、再任用職員4名、派遣職員108名の、総勢399名の体制といたしました。また、復興庁職員5名を復興推進専門員として委嘱し、支援をいただくことになりました。

今年度は、復興計画において復興事業を本格的に展開していく「復興期」の中間的な年度であるとともに、創造的復興を目指す「発展期」の初年度となりますので、このような体制のもと、より一層復興が現実として感じられる施策の展開を図るべく鋭意努力をしまいる所存でございます。

次に、平成26年第4回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、現在工事が進められております三陸沿岸道路についてご報告申し上げます。

先月14日、志津川字大沢地内におきまして志津川1号トンネルの貫通式がとり行われました。このトンネルは、昨年8月から掘削を進めてきたものであり、本年10月の完成を目途に引き続き付帯施設等の工事が施行されるとのこととあります。また、あす20日には第2号・第3号トンネル工事の安全祈願祭も予定されているところであります。

このような状況の中、先月24日に国土交通省東北地方整備局から平成26年度予算を踏まえた道路事業の見通しが示され、南三陸海岸インターチェンジの開通時期が平成28年度、歌津インターチェンジが平成29年度と発表されました。三陸沿岸道路は、東日本大震災の復興に向けたリーディングプロジェクトであり、今回の公表により本町の復興に一層拍車がかかるものと期待をしております。

震災後、多くの課題が山積する状況にありながら、短期間に開通見通しが公表できるまで事業進捗にご尽力を賜りました関係者の皆様に、心より敬意を表する次第であります。今後も引き続き「命の道」、「復興の道」である南三陸道路の早期の全線供用開始に向けた要望活動を展開してまいる所存でありますので、町議会を初めとした関係機関の皆様方の特段のご協力をお願いを申し上げます。

次に、南三陸町地域防災計画の見直しについてご報告を申し上げます。

平成18年12月に総則編、震災対策編及び風水害等災害対策編を、昨年3月には原子力災害対



策編をそれぞれ作成し、運用を図ってきた本町の地域防災計画について、東日本大震災における経験・教訓等を踏まえた大幅な見直しを行い、去る3月26日の南三陸町防災会議において承認を受けたものであります。

今般の見直しでは、総則的事項を地震災害対策編に盛り込み、このほか津波災害対策編、風水害等災害対策編及び原子力災害対策編の計4編による構成といたしており、いずれも従来に見る「防災」から、災害の発生時における被害の最小化に主眼を置いた「減災」といった考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命を失わないことを最重視した上で、自助、共助、及び公助が適切に役割分担されることに向けた基本的事項等を定めております。

自助、さらには共助にもつながる取り組みの1つとして、各ご家庭・企業において3日分に相当する飲料水・食糧の備蓄をお願いすることについて特に明文化をしておりますとおり、東日本大震災という未曾有の災害を経験した本町として、今後町民皆様のご理解、ご協力をいただきながら、より実効性のある、そして未来につながる安全・安心なまちづくりを強力に展開してまいりたい所存であります。

なお、議員各位には改めてご説明させていただくことを予定いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、緊急物資の輸送に関する協定の締結についてご報告を申し上げます。

今月15日、本町役場において、本町と公益社団法人宮城県トラック協会登米本吉支部様とにおいて「緊急物資の輸送に関する協定」を締結いたしました。この協定は、本町地域防災計画の定めに基づき、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給のための輸送手段の連携強化として締結したものであり、災害が発生した場合等における生活救援物資等の緊急輸送について、幅広いネットワークを有する当該団体が、他の業務に優先する等して実施していただくことを約したものであります。

またこの協定では、本町が他の市町村に向けた緊急輸送を行う場合においても同様の対応をすることも定めており、相互応援協定等に基づく支援の迅速かつ的確な実施が図られるものと期待するところであります。

今後におきましても、関係機関、各種団体等との間において、安全・安心なまちづくりに向けた協定の締結等をより積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時11分 休憩

---

午前10時45分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） おはようございます。

この病院の建設工事、報告がなされておりますけれども、52億円の入札で銭高さんが落札をしたと。議案64号につきましては、これは総合ケアセンター（仮称）10億円で、残り40億円というのは企業会計であるから議会の議決が必要ないということで、議案には載っておりません。この入札者名簿と見ますかを見ますと、清水、銭高、前田・阿部の特定企業ということで3者でありまして、地元の業者がJVでも載っていないというような状況でありますので、まずは地元業者がなぜJVか何かで参加できなかったのかどうなのか、第1点がそれです。

で、いろいろと人件費あるいは資材の高騰等でスライド方式、スライド条項というのが今回打ち出されまして、この説明資料の中でも53ページ、54ページで参考資料として載っているんですけども。このインフレあるいは全体スライド、その他ということで、3つの条項の中で認めますよという、これは宮城県の工事請負契約書の中の第25条ということであつてあります。この問題は業者さん、存じ上げているかと思うんですが、ここにうたわれている条項の中で全てが請求といいますか、あるいは県のほうで認められるのかどうかというのが第1点なんです。その辺を業者さんが納得しないと、今回この病院の入札にしましては運よくといいますかご理解をいただきながら落札なされたわけで、不調ということでいっぱい心配をしておったんですが、落札・成立になったということで喜んでおります。

要するに、県のほうでどこまで果たして認めてもらえるのか、それを業者さんがどれほど、どういうことを納得しているのかという、その辺の担保というのかな。今後もいろいろと公共事業の発注、入札ありますけれども、その不調にならない意味でもはっきりと打ち出さなければならぬのではないかなという感じがいたしております。その辺の考え方、今後の取り組み方についてお話しいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） 入札にしまして、事前にそれぞれ公告に付す場合に業者審査委員会が開催されるわけでございまして、私委員長を務めている立場なんで全体的にお話をさせて

いただいて、なおもし不足があればあと担当課長のほうから対応したいと思いますけれども。

まず、1点目の病院・総合ケアセンターの入札参加について、地元業者がJVでも参加できなかったかというご指摘でございますけれども、ご案内のようにこういう大変大きな規模でございますので、基本的には建築のSという形になります。特に今回病院については一応免震構造、それからケアセンターについては耐震構造という特殊構造の技法を用いた建築ということでございますし、それと今回の入札に関して参加できる業者の一つの条件として過去10年間に200床、特に免震ということもございまして、病院というある意味特殊な建築物でございますので、そういったものに豊富な経験・技術を持つ業者に参加をしていただきたいという思いがございまして、そのようにさせていただいたということで、実績というものも条件に付させていただきます。

それから、今回については単体、もしくはJVでの参加ということ、両面からどちらでも参加できるような、現に今回3社のうち1社はJVということでございますけれども。それで、単体で参加する場合についても、先ほど申し上げました実績プラスいわゆる技術とかそういったものについて、同じSでもかなり幅がございますので、点数といいますか何百点以上のSということで、単体でやる場合についてはそういった会社としての体制について安心して単社でお任せできるようにということで、クラスを上げてございます。それからJVについても、当然頭になる方、もう1つの組み合わせの下方になる方についても、当然Sということで対象にさせていただいてございまして、いずれも免震・耐震、病院について実績を持つということにいたしましたので、残念ながら地元についてはそういった参加できる環境にはないということでございます。

ただ、同時に公告にはいずれ受注した業者についてはあらゆる部門で地域への経済効果、経済へのそういった効果をもたらすような取り組みをしてもらおうというのが、一定の条件といいますか附帯事項にしてございまして、「下請に使いなさい」とかというふうなそういう条件は付せませんでしたけれども、全ての部分で地域への経済の還流があるような形の取り組みをもらおうということ、一つの入札に参加する場合の前提条件という形でさせていただきます。そういったことで、地元の方々につきましてもそのことについては一定のご理解をいただいているというように、認識をいたしてございます。

それから、インフレスライドの関係でございますけれども、資料もございまして、ここ1年の中で特に労務費、それから資材、相当な高騰がございます。今回この公告につきましても、実は設計の段階でどの時点で、よその病院等のいろいろな入札の動向で余り芳しく

ない実績、なぜなんだろうということではいろいろ研究もさせていただきましたけれども、業者さんによってはインフレスライド、どこまで対応してもらえるのかという一方懸念もございます。あわせて、最初から入札に際して積算上最終的な工期のときに労務費、あるいは資材がどれだけ高騰しているかということを見込みの中で積算をするというような業者さんもあるというように聞いてございますので、そこでどうしても入札がその段階で順調にいかないという結果も聞いてございます。今回私どもとりましたのは、インフレスライドを的確に適切に行いますという条件でございまして、現時点での労務単価、人件費、そういったものをきちんと積み上げをさせていただいて一応予定価格を定めさせていただいて、大変ありがたいことにきょうお示ししているような結果で落札をいただいたというようなことでございます。

同時に、議員がご懸念しておりますインフレスライドをした場合に、今後国の事業、これは病院だけじゃなくて、漁港であれ、あるいは高台移転工事であれ、全ての工事に関係してくるわけでございますから、そのときに契約の変更を議会でご決定をいただいた場合でも、その財源の補償をちゃんと国等でやってくれるのかということについては、正直我々も懸念がないわけではございませんけれども、そこは国からのインフレスライド、そういったものについて適切に対応しなさいという国交省、そういった関係機関からの指示に基づいてやってございますし、この間いろいろ関係復興庁、あるいは国交省の関係機関の方がお出でになったときについては、そこはしつこく念を押してございます、「ちゃんと見てもらえるんでしょうね」と。そこについては当然国の一つの施策として、現在の特に被災3県におけるこういった公共事業の動向を踏まえての一つの対応という形でございますので、我々とすればそこはきちんと対応していただけるということで進めておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 副町長ね、地元のJV、いろいろと入札参加の条件、Sあるいは10年以内に20床の病院の建設実績とか、恐らくわかるんです。ただ、地元の業者はその条件には入らないのも知っています。しかしながらJVというのは1社が、例えば大手の方々がそういう実績があっても、実績のない業者さんとJVしてもいいですよということではできなかったのかという質問なんです。これは、もちろん200床以上のSの建築部門の業者というのは、地元にはこれはないですからね。それを何とか理由をつけても、大手と地元の業者さんのJVはできなかったのかなと。

まあ、条件つけたわけではないでしょうけれども、できるだけ地元の、下請という言葉はも

ちろん言われませんが、使ってほしいというお話はしたと思うんですが、やはりJVと例えば下請とやった場合の利益といいますか、これは雲泥の差があるわけですよ。実際、地元の業者さんお願いされて、仕事をやるような話も聞いておりますけれども、やはり下請とあるいはJVとではですね、なかなか利益が出ないんじゃないかなという心配もしているわけなので、その辺の考え方はいかがなものかなという質問なのであります。

それからスライド条項、全く国のほうでも、あるいは復興庁のほうでもこれは認めますから、そのようにやってくださいと言うでしょうけれども、その辺の担保なんですよ、私心配しているのは、先ほども言いましたけれどもね。確実にその差額が来るということがあればいいんですが、万が一「いや、これは認められないよ」というようなことがあった場合は、これは町が下手すると借金背負ってやらなきゃならない場合も出てくるんじゃないかなという心配をしているわけですよ。ですから、その辺の町と業者さんの担保はいいんだけど、国と県と町の担保がどうなっているのかということですね。その辺心配ないですよということがしっくりすれば、業者さんも安心して多分積算には将来の物価高のことは見通しての金額は入れないかと思うんですけれども、その辺なんですよ。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 1点目でございますけれども、議員のお話は十分理解をしております。構成員になる場合と下請として入る場合での部分というのは、社にとっては相当違うということについては十分理解しているつもりでございますけれども。今お話ございましたように、残念ながら本町にこれだけの規模の、特に病院とかという免震・耐震、そういったものの実績を持つ建設部門でのSというのは1社だけでございまして、そこは当初から私どもJVということで、今回については県内に本店及び支店ということでございますから、言いかえればオールジャパンです。ほとんどのいわゆるゼネコンさんと言われる国内の業者が、参加できる環境で広げてございます。そこに当然本町のSの業者も、数少のうございましてけれども入るわけでございますけれども、窓口として閉鎖しておったわけではございませんけれども。

ただ、残念ながらほとんどが建築の場合ですと、かなり規模も含めてAが若干数社、8社か9社くらいですかあるんですけれども、なかなかSとAと、特にそのAの業者が今回のような構築物に関して特殊な技術、そういったものがあるということであれば、そこの組み合わせも含めて考えられないことはないだろうというふうには思いますけれども、一般的には今回の分についてはそういうようなことで、あえて地元と必ず組みなさいという行政主導

型でのJVということについては、残念ながら考え方としては及ばなかったということでございます。今後いろいろな部分については、当然そういったものあり方についてはその都度いろいろ議員のご発言の趣旨なども踏まえて、そこは適切に今後は対応していきたいなというふうに考えてございます。

それから、そのインフレスライド分の増高分に対する国県の対応でございますけれども、私は町の立場でございますので、国県の立場の者でございませぬので、明確に「大丈夫だ」と議員のほうにきちんとお答えできる立場でございませぬけれども、ご懸念の内容は全く私も同じでございますので、かかるようなことのないように今後とも国県に対し、県においても当然県も同じように県の事業についてはインフレスライドなりやっていくわけでございますから、交付金等国に対して。これはうちの町の問題だけじゃなくて、今この被災3県でこういった内容、市場の動向であえいでいる市・町、全ての問題でございますので、強力に連携をとりながらここはきちっと担保してもらおうような関係を、これからも一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

○議長（星 喜美男君） ここで休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（星 喜美男君） 日程第5、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第1号専決処分の承認を求めることについ

て、ご説明申し上げます。

本案は、平成26年3月31日付で専決処分を行った南三陸町町税条例及び南三陸町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めらるるものであります。

改正の主な内容といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、法人町民税及び軽自動車税の標準税率の改正、並びに固定資産税の特例措置に関する細目を定めることなどでありま。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） おはようございます。

それでは、私のほうから承認第1号南三陸町町税条例及び南三陸町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。

議案書におきましては、3ページから9ページにわたる部分の条文でございます。

細部につきましては、議案関係資料で説明させていただきたいと思ひます。議案関係参考資料の2ページをごらんいただきたいと思ひます。このページと次のページにわたっての説明となります。

まず1番の趣旨でございますが、平成26年3月31日に公布された地方税法の一部を改正する法律のうち、一部のものについて関係政令等が同日公布されまして、26年4月1日から施行することになったため、法人町民税、軽自動車税及び固定資産税等に係る町税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、国から示された条例の例等をもとに、現行の条例と昨年12月定例会で可決いただいた施行前の一部改正条例、この2本を改正するものでございます。条文等の詳細は、参考資料の新旧対照表でご確認いただくこととし、見出しの2番ですね、2ページの2番、主な改正内容及び施行期日についてご説明を申し上げます。

全体としては、3月の臨時議会終了後の全員協議会において説明させていただいた内容と変更はございません。(1)の法人町民税については記載のとおり税率の改正で、平成26年10月1日から施行となり、直接町民税へ影響してくるのは平成27年度からとなります。

(2)の軽自動車税ですが、参考資料の4ページをごらんください。4ページの表、一覧をつくってお示ししておりますが、車種により税率を1.25倍から1.5倍に引き上げる内容でござ

います。登録後13年を経過した軽自動車については20%の重課、より重い税率を課すことですが、これを行うこととしたものでございます。施行は平成27年4月1日からですが、軽四輪等につきましては平成27年4月以降に最初の新規検査、登録を受けるものから新税率を適用するということになりますので、実質は平成28年度からの新税率の課税ということになります。平成27年度から新規登録される車両に係る税率ということになります。重課については、平成28年4月1日からの施行となります。ただし、一部原動機付自転車等につきましては即課税ということになりますので、若干27年度の税額から影響が出てくるということでございます。

それから、3ページにお戻りください。(3)の固定資産税関係でございますが、地域決定型地方税特例措置ということで、通称「わがまち特例」に関する改正が主な内容となっております。いずれも従来法律で定めていた課税標準の特例措置について、減額の程度などを地方自治体の条例に委任することにより、地域の実情に応じた政策展開が可能となるよう取り組みを進めるもので、今回5件を制定するものでございます。○が5つございますが、前段の3件につきましては既に地方税法で定められていた項目でございますが、その期間が26年の3月31日で終了となるため、その特例期間を2年間延長する際にわがまち特例を導入し、減額の程度を定めたということでございます。後段の2件につきましては今回創設されたもので、その減額の程度を定めたものでございます。

②につきましては、耐震改修促進法に基づく改修工事を行った特定の建築物に関し、税額を減額するという規定を新たに設けたものでございます。

この固定資産税に関する規定の施行については、③番のとおり26年4月1日からということでございます。

改正条文は提案のとおりでございますが、議案参考資料の5ページから新旧対照表となっております。改正の内容等を比較したものでございますが、説明のほかには字句の訂正、条ずれによる条文の改正等も含まれております。31ページまでの資料となります。

以上、細部説明とさせていただきますが、よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありま



せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（星 喜美男君） 日程第6、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第2号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成26年3月31日付で専決処分を行った南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容といたしましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び軽減措置の拡充等を図るものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、承認第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。

議案書条文につきましては、12ページでございます。

内容につきましては、議案関係参考資料の32ページをごらんいただきたいと思います。このページと次ページの資料を中心に説明させていただきます。

内容につきましては、町税条例と同じで全員協議会で説明させた内容と変わりはありません。

まず、1番の趣旨でございますが、町税条例同様地方税法の一部改正に係る政令等の公布により、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び国民健康保険税の軽減拡充の措置等を講ずる必要があることから、今改正となったものでございます。

2番の主な改正内容でございます。(1)ですが、次のページ、33ページをお開きください。33ページの図の左上の現行部分、改正内容の下の現行部分の破線の囲みの中をごらんいただきたいと思っております。国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分及び介護納付金課税分の3つに区分され、それぞれ課税限度額が設けられております。基礎課税分、すなわち医療分と呼ばれる部分が最も大きくて、現在51万円に限度額が設定されています。後期高齢者医療支援分は14万円、介護納付金分は12万円、あわせて77万円が現行の課税限度額となっております。今回の改正では、そのうち後期高齢者支援分を2万円、介護納付金分を2万円それぞれ引き上げ、16万円と14万円とするものでございます。結果として、課税限度額の合計額は4万円増加し、81万円となるものでございます。

戻りますが、(2)の軽減措置についてでございますが、これは33ページの図の今度は下の部分の破線の囲み枠を見ていただきたいと思っております。その中の太く強調された部分が改正部分で、5割軽減の基準額の計算において、現行では被保険者数の計算に世帯主の分の数は含まれていませんでしたが、改正後は含めて計算するということになりまして、2割軽減基準額においては控除における被保険者数に乗ずる、掛ける金額を現行の35万円から45万円に枠を広げる、引き上げることにしたというものでございます。

この2点の改正による当町における被保険者への影響でございますが、課税限度額の超過世帯は25年度の末において約125世帯でございます。この数値をそのままもってきて試算すると、4万円の負担増となりますから、500万円の増加ということになります。一方、軽減世帯のほうは5割と2割を合わせて400世帯ほどある、増加するという試算で計算しますと7%の割合が増加しまして、税収にすると600万円ほどの減収になるという試算結果でございます。ただし、減収分につきましては保険基盤安定繰入金として県が減額となった部分の4分の3を支援する制度がございますので、そのまま600万円が減額になるというようなことにはならないということございまして、現在450万円が補填されるとすると、プラス350万円ほどになるのかというような試算でございます。

施行期日でございますが、平成26年4月1日からでございます。

新旧対照表では、議案関係参考資料の34ページから36ページまでとなります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番(三浦清人君) この地方税法の改正に伴っての条例の改正ということですが、今

課長の説明で内容的なことはよくわかりました。問題は、この後期高齢者の支援金課税額、あるいは介護納付の課税額が2万円ずつ上がっているわけですね。その2万円の根拠というものを、お示しいただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 根拠につきましてですが、この限度額の改正につきましては、過去23年度にも同額の改正が行われているところでございます。国から詳しい根拠は、具体的な内容については示されておりませんが、4万円の税額、逆算すると所得額にして33万円の増加ということに基準としてなってくるということで、その辺をもとに照らした改正と捉えてございます。済みません、ちょっと手元の資料がございませんで。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。先ほど課長の説明あった600万円の減収の分の県の4分の3支援とあったんですけれども、その支援というのはいつごろまで続くのか。もしおわかりでしたら、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） これは従来からある制度でございまして、今までも軽減した部分について4分の3県が、残りを町が一般会計から繰り入れるというようなシステムになってございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第7 議案第63号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第63号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第63号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、桜沢地区及び名足地区に整備中の災害公営住宅について町営住宅として追加したいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから細部説明をさせていただきたいと思います。

今回の改正につきましては桜沢地区、それから名足地区に建設中の災害公営住宅が8月から入居可能となることから、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、住宅の名称・位置、駐車場について、それから敷金の減免についての3点になります。

議案書は14ページから18ページになります。

新旧対照表によりご説明いたしますので、議案関係参考資料の37ページをお開き願いたいと思います。

第3条は、表の追加による文言の整理でございます。

住宅の名称等は、別表第1に記載してございますので、大変申しわけございませんが46ページをお開き願いたいと思います。

桜沢地区に建設する住宅を町営入谷復興住宅、それから名足地区は町営名足復興住宅としております。これにつきましては、既存の住宅が既にあるものですから、その混同を防ぐために地区名の後ろに復興という文字をつけ加えさせていただいております。位置については記載の地番になります。

大変申しわけございません。また37ページにお戻り願いたいと思います。

災害公営住宅には駐車場が整備されることから、第45条から第53条まで駐車場の使用に関する規定を追加したものでございます。第45条につきましては、駐車場を使用できる者の規定でございます。

39ページをお開き願いたいと思います。下段の第49条に、駐車場の使用料について規定をしております。駐車場を使用する皆様から使用料を徴収することになります。金額につきましては、大変申しわけございません、また46ページをお開き願いたいと思います。別表の2に駐車場の使用料金を規定をしております。料金につきましては、周辺の土地価格等を参考に、月額それぞれ1,200円ということで規定をしているところでございます。

また41ページにお戻りいただきまして、第51条に保証金について規定をしております。駐車場の使用に含まない3カ月分の使用料に相当する額について徴収する内容となっております。

45ページをお開き願いたいと思います。附則に、被災者が災害公営住宅に入居する場合、第8項に敷金について、第9項に駐車場の保証金について、期間を定め減免する旨を規定をしております。減免対象者は、平成29年3月31日までに入居が決定した方が対象ということになります。

この条例につきましては、26年8月1日より施行することになってございます。

以上で細部説明を終わらせていただきますけれども、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） おはようございます。1 番後藤です。

復興住宅の敷金の免除、それと駐車場についての条例の改正と申しますか追加と認識しておりますけれども、お伺いしたいことは駐車場の使用料等についてなんですけれども、今の説明の中で周辺の土地価格等を参考にして駐車場の使用料を決定したという説明がありました。翻ってみますと、今後整備される予定の例えば志津川地区、戸倉地区等の災害公営住宅にも当然駐車場が設定されると思いますけれども、その使用料は今後また新たに土地価格等を基準にして改めて算定するという認識でよいのかどうか。それは、現状1,200円という設定ですけれども、それよりも上がる見込みなのかどうかということをちょっと含めてお伺いしたいと思いますのがまず1点。

それから、駐車場の使用について保証金が必要であるという条文がございます。それが3カ月分という説明でございました。この3カ月分という根拠と申しますか、なぜ3カ月分なのかということをお伺いしたい。というのは、最初に私のほうからちょっと述べさせていただくと、例えば町内のほかの駐車場を調べる余裕がなかったので、町外に今もと

もとあったような駐車場の使用の実態などをちょっと自分なりに調べてみたんですが、私の知る限り保証金をもらっているような駐車場というのは余り目につかないという実情があるようでございます。保証金が3カ月分なぜ必要なのかということ、ちょっとお伺いしておきたいと思います。もちろん、被災者の方が使用する場合はそれは減免される、免除になるというのは承知しておりますけれども、今後この条文ずっと生きていくんだらうと思いますので、その理由、根拠をお伺いしておきたいというのが2点目です。

それから、一応今後のことですけれども、災害復興の復興住宅という位置づけですが、将来的には町営住宅として運営していくと、要は被災していない方も将来的には住むことになるのかなと思いますので、その場合にその駐車場の使用料と敷金とはどういうふうに変化していく見込みなのかということを含めてお伺いしておきたいのが3点目です。

以上、お答えいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 3点ございました。1点ずつお答えしたいと思います。

1点目、志津川地区の駐車場の料金についてでございますけれども、当然建設費、それから年間の維持費、もろもろ加えまして月額の金額を決めております。土地価格はその1つの要素に過ぎないということでございますけれども、ご存じのように基本的に志津川地区は他の地区と比べて地価が高いものですから、いずれ高いふうな設定になると思っております。参考までに、被災前に松原地区と大森市営住宅でやはり駐車場をご利用いただいております。そのときの価格が3,000円というふうになってございます。今後、その完成時期を踏まえながら、その辺の価格については決定をしまいたいというふうに考えております。

2つ目の保証金でございます。民間では多分こういうことはもらっていないという議員のお話でございますけれども、基本的には住宅の敷金が3カ月事前にいただくということになっておりますので、それにならった形で県の条例についても3カ月という形になっておりますので、それを今回採用させていただいたということでございます。一般的に敷金もそうでありますけれども、基本的に滞納、それから施設の破損ということが考えられますので、その保証的な意味を込めまして今回徴収をするということでございます。

それから、将来的に災害公営住宅が普通の町営住宅として運用された場合、今回の敷金・保証金はどうなるかということでございますが、今回はあくまでも被災者の支援という思惑でございますので、はっきりしたことは申し上げられませんが、いずれ減免の措置はなくなるんだらうというふうに考えております。そのため、今回の期日といたしまして29年3月31日

まですぐに入居が決定した方という方を対象にするということでございます。当然、これにつきましては完成年度が違いますので、それぞれ住宅によって期限が違ってくものと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今後の見通しも含めてお答えいただきました。駐車場のほかの2件は大体納得できる部分が多いかなと思うんですけども、駐車場の保証金のその根拠が、要は条例で敷金3カ月と定めておるのでそれになりましたというお話なんですけれども、もう少し踏み込んでというか実態に則した条例であるべきではなかろうかと思えます。確かに破損したとか、もしくは一般的には駐車場の保証金は私が知っている限りでお話しさせていただくと、1カ月分を先払いでいただいておいて、最後例えば車を処分したとか部屋を転居するといったときに最後の1カ月分に充当して、それで保証金を使用するというようなのが社会一般的には通例として行われているのかなというお話を聞いております。

条文にあるから3カ月というのでは、今後改正であるとか見直す時期が来るように思いますので、制定する前に条例を修正しておいたほうがいいのではないかと、個人的には思います。今想定している範囲で3カ月分徴収して、例えば駐車場が何らかの原因で破損されたといったときに、本当に3カ月分必要なのかどうかということをお考えなのか、ちょっとお伺いしておきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 住宅の使用料についても敷金をいただいている、これは社会一般通年上いただいているということをご理解いただけたらと思いますが、当然住宅使用料もそれから駐車料金も後払いになってございます。いずれ大変今心配しておりますのは、1,000戸近い住宅を管理しなければならないということで、一番心配なのが実は滞納という問題がどうしても出てまいります。多分、これは防ぎようがない部分あるだろうと思えますし、滞納が発生しないように我々も努めていくんですが、多分そういうことがあったときに我々としても何か担保を取っておかないということが考えられます。そういう意味で、3カ月が適当かどうかという議論もあるんですが、いずれ担保としての3カ月は最低必要だというふうを考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 3回目ですので。「3カ月必要である」、「いや、3カ月必要じゃないんじゃないか」というのは、これ水掛け論になってしまうと思いますので、いろいろ議論さ

れて条例制定される準備をされたんだと信じたいと思いますので、それについては私としては疑問な部分がありますよということを一言申し添えておきたいと思います。

それで質問事項、3回目なので答えられる範囲でいいんですけども、一応確認で駐車場、その条文を読みますと「整備される駐車場の上限に達しない限りは使用していい」というような表現があったような気がするんですけども、ということは1世帯で例えば2台、3台車をお持ちの方は2カ所、3カ所、スペースに余裕があればお貸しできるということなのかなとちょっと捉えたんですが、そこを一応確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 駐車場の整備については部屋の数と同等数ということで、基本的には一家に1台、今の仮設と同じ考えで整備をされております。今議員おっしゃるように、じゃあ余裕があったらそこをどうするかという問題になるかと思います。ここは、当然整備した関係上そこは有効に使っていただきたいというふうには考えております。ただその方法については、これから入居者の皆様とご相談をしていきたいというふうにご考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

前者とちょっとかわるんですけども、一家に2台あった場合の対処方法というか、複数台があったときはどうするのか。ちなみに現在当町では、平均的な車の一家の所有台数というのは何台くらいあるのか。

あと、もう1点は名称なんですけれども、私思うに復興という名前を別の同じ地区にも住宅があるからつけたというんですけども、いつまでも復興という住宅に名前がついていると、私自身ももう3年過ぎて、復興という言葉も大切な言葉なんですけれども、これが半永久的というかずっと復興住宅という名称が続いていくのは、私自身はいかなものかと思うんですけども。そこで、この名称を決める際に別の案というか、何か検討されたのかどうか。

この2点、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 前回の答弁、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。集合住宅につきましては、1世帯当たり1.5台で計算をしている。それは、1.5台の根拠につきましては、現在の所有形態を換算して1.5ということでございます。

それから、2点目の復興住宅の名称でございます。今回決めるに当たってさまざまな意見が



出たわけでございますけれども、いずれ既存の住宅があるんでという先ほどご説明申し上げました。いずれ前回の議会でもお話あったとおり、かなり老朽化をしていずれ住宅は廃止になるだろうということを考えております。よって、復興ということを忘れないためにも当面使わせていただきたいと。それから、既存の住宅が廃止になった場合は、時期は明言できませんけれども、その復興という文字を取るか、また別な名称にするか、それは後々考えていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃあ、集合住宅に関しては、約1.5台分を用意するという事なんですけれども、実際の話入る人たちは自分の場所を決められるのか、それともあいているところを使っていくのか、そういった細かいところはどのように検討しているのか伺いたいと思います。いつもとめている場所が自分の場所なのか、それともあいている場所を使えるのか。たしか大森住宅とか松原のときは、どうだったのかちょっと記憶がないんですけれども、そういった例も教えていただければ。

あと復興という名前があれだと、忘れないようにということも大切なんでしょうけれども、それで先ほど課長答弁あった既存の住宅を将来的にしたいというんですが、ちなみに集合住宅にあきが出た場合に優先的にというか、反強制的といいますか、集約していくような考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 駐車場の位置でございますけれども、多分仮設住宅をまたイメージしていただければわかりやすいんですけれども、事前に抽選なり話し合いをして位置決めはしております。または、指定をさせていただいているところでございます。今回も同じような形になるだろうというふうに考えております。入居者が決定次第お集まりいただきまして、その辺のルール化を始めていきたいというふうに予定をしているところでございます。

それから、既存の住宅が老朽化して使用に耐えられなくなった場合のことでございますけれども、基本的には既存の住宅がかなり老朽化しているということもございまして、家賃がすごく安価でございます。今回の公営住宅に移りますと、かなりこれまでの住宅料より高額な使用負担が発生するということが考えられますので、そこは強制というよりも入居者のご判断にお任せするしかないかなと。私のほうとすれば、材料といいますか判断材料についてはご提示はいたしますけれども、最終的には入居者の方に決めていただくようになると思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今既存の住宅の方たちの話が出ましたけれども、大体既存の方たちと平均して今度の新しい集合住宅は何倍くらい開きがあるのか、そこだけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 既存の住宅で一番安い家賃がたしか1,800円、それから2,000円、4,000円くらいだと思いました。ですから3倍、多い方ですとたしか7,000円ですから3倍から4倍、最低の方ですね。あとは多分、部屋によりますから何とも言えませんが、最低そのくらいになるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。2点ほどお伺いします。

この住宅の使用料、ここには載っていないんですけれども、まだ決まっていないのか。やはり駐車場などが載っていますけれども、一番気がかりなのはやっぱり家賃だと思いますね。そういうところが載っていないことと、それから先ほど前者のほうの答弁の中で駐車場の関係で1.5とありますけれども、その根拠ですね。1.5というのはどのような、車1台半ということはどういう計算方法なのか。その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家賃についてはそれぞれ計算方法がございますので、それでそれぞれ出していくということで、今回載せておりません。

それから所有台数は、町民の方の所有形態を見て1.5という数字になったということがございますので、今回の整備に当たりましてはその数字を採用したということがございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 先ほどから1.5という言葉が出ていますけれども、所有者が例えば2台置きたいという場合は、1台はいいけれどもその0.5というものはどういう評価、計算になるのでしょうか。もう少し具体的に説明をお願いします。

それと、8月から入居可能ということで、この条例は8月1日施行なんですけれども、その前に料金はそれぞれその場所によって違うと思いますけれども、やはり料金がまだできていないということは間に合わないからなんのでしょうか。一番ここで料金が必要とされている税条例になってくるんでないのでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 整備を担当する課としてお答えさせていただきます。

駐車場の1.5台といたしますのは、先ほど答弁で建設課長が申し上げたとおりでございます、議員が0.5の端数部分がどうもご理解いただけないようでございましたので、実例を申し上げますと「2台欲しい」という方が1件あるとします。隣のお宅は「1台でいい」と、足りますと3台です。2軒で3台ですので、割り算しますと1.5台というふうな形になるかと思えます。それが、全体的にそのような状況であるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家賃については条例ではなくて、公営住宅法の中で規定がございますので、それをそのまま使うということになりますので、あえて条例化はしておりません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 規定の中でって言われましたけれども、先ほど前者の答弁の中で震災前の家賃の最低から3倍くらいの料金ってありましたけれども、それは最低の料金になるかと思えますけれども、標準的な場所、地区でそれぞれ違うと思うんですけれども、算定方法がそれぞれ違うという答弁でしたけれども、じゃあ最低が千幾らからの3倍ということになりますけれども、最高はどの程度になるのでしょうか。

それと、中間的な所得層の、例えて例を申し上げますと中間的な所得ですね、ということは年収300万円から400万円くらい、そういう家庭でどの程度の家賃になるのか。その辺伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 住民説明に当たった担当課としてお答えさせていただきますが、世帯収入だけで家賃が反映されるものではございませんで、家族構成、その中には老人であったりとかそういったものを全て加味して、いろいろな控除があって始めて政令月収というものが算出されますので、一概に何とも平均的な部分ではというのはなかなか難しいんですが、2DKタイプで本来家賃といたしますか、ある程度政令月収での平均的な部分から言えば2万円程度といったのが、大体大まかという数字で質問された場合、そういった金額になるかと思えます。ただ、あくまでも前段で申し上げましたが、家族構成によってかなりの控除額が変化しますので、それに基づいての算出となりますので、一概に言うことは非常に難しいという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号が審議の途中でございますので、質疑を続行いたします。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

第49条なんですけれども、2項に「収入が著しく低く、かつ、使用決定者が身体障害者である場合」ということで、猶予・免除という規定があるんですけれども、具体的にどのようなことが想定されるのでしょうか。その内容が決まっているのか。また、それがもしまだ決まっていないのであればいつごろまでに決まるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 身障者の場合の取り扱いでございますけれども、これは規則で定めるということになっております。きょうご決定いただければ、規則のほうの整理に入りたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほど来お話が出ておりました、私も駐車場の敷金というんですか保証金というんですかの件についてですが、これは政策的なことでありますから町長のほうにお伺いしたいんですけれども、先ほど来課長が3カ月の駐車場の保証金という条例といたしますか、なるということ。どうなんだろうね、一般企業といたしますか、ありますよね、駐車場。あるいはアパート、マンション等々の、一般的に保証金というのは取っていない。行政が取るというのは、いかななものかなという感じがするわけです。むしろ一般が取っても行政は取らないというのであれば、これは納得するんですけれども、一般が取らなくて行政が取るということになると、住民サービスという観点から果たしていかななものかなという感じがいたしております。その辺町長どのように、町長は納得済みでここに議案として提案しているわけなんですけれどもね、やっぱり考え直すということはないでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来この駐車場の件につきまして、1番議員からもご質問ございましたし、今改めてまた14番議員からもご質問ございました。先ほど来建設課長答弁しておりますように、当然懸念材料もあるということの中での今回のご提案ということにさせていただきました。基本的には、そういう考え方で今回ご提案させていただいておりますので、今この時点でどうなんだということで、「じゃあ、わかりました。変えます」というわけにもなかなかいかな問題でございますので、その辺は我々としても改めて検討はさせていただきます。

たいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 懸念材料、いろいろと課長のほうから滞納という言葉が出てきておったわけですが、その滞納ということを見越すといいますかね、見通してから対応するんだということはいかがなものかということです、私思うにはね。発生した段階で考えるべきであって、発生する前からそれを見越して保証金を取るということは、私は行政のあり方としてはいかがなものかなという感じがいたしておりますのでね。今ここで、じゃあ撤回とか取り下げとか、反対して反対多数で否決なんていうことも、これもよくないことかなという、我々とすればイエスかノーかどっちかですから、これはやっても構わないんですけれどもね。ただ、今後としてやはりこれは見直すべきではないかなという感じを今感じておりますので、その辺いかがなものでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 滞納という考え方については、ある意味家賃収入と同等の考え方のもとでついておりますので、この駐車場については同様の考え方ということでご提案をさせていただいております。今確認をしましたら、この保証金の問題については、今回じゃなくて前からこの保証金の制度はあったということですので、その辺ひとつまた改めてよく検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 一般的な考え方ですけれども、マンションでもアパートでも公営住宅でも、建物ですと落書きしたとか畳がすり減ったとか、そのときの退去する際にその保証金をもって修繕をするということになるわけです。ただ駐車場の場合、損傷した場合のことを考えるということですが、駐車場の損傷というのはさほどあるものではないような感じがするんですね、一般的なものの考え方としてね、建物と違いましてね。ですから、余り必要ないのではないかなという感じがいたしておりますので、今後ひとつぜひ検討していただいて、改正をしていただければというふうに思いますので、その辺どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 繰り返しになりますが、今回ご提案の分についてはひとつご了承いただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第64号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第64号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第64号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、仮称であります但総合ケアセンター新築工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第64号の細部説明をさせていただきます。

本工事につきましては、被災をいたしました志津川病院、それから保健センター等々の災害復旧事業を行うものでございまして、今回1カ所に合築をして施工するというところでございます。そのため、入札等は一括で行っております。

けさほど14番議員からお話があったとおり、ケアセンターにつきましては地方自治法の規定によりまして、議会の議決が必要となっております。一方、病院につきましては地方公営企業法が適用になりまして、議会の議決を必要としておりません。このため、ケアセンターの

みの議案の上程となっておりますことをご理解をお願いしたいというふうに思います。ただ、説明につきましては一对の建物でございますので、病院も含めた説明とさせていただきたいと思っております。

それでは、議案関係参考資料の47ページをお開き願いたいと思っております。

工事名につきましては、仮称南三陸病院・総合ケアセンター新築工事でございます。

工事場所、南三陸町志津川字沼田地内に敷地の面積2万9,054平方メートルを確保してございます。

工事概要でございますけれども、病院、病床数90床。診療科目9科目。鉄筋コンクリートの免震構造としております。それからケアセンターにつきましては、鉄筋コンクリート2階建ての耐震構造ということでございます。この中には、保健福祉課、保健センター、子育て支援施設、包括支援センターなどが入居する予定となっております。それから、2つの建物を結ぶアトリウムがございます。これにつきましては、鉄骨づくりとなっております。鉄骨づくりの耐震でございます。3つの建物に共通いたしますのが、外断熱を採用しております。これらの建築面積が6,233.8平方メートル、延べ床面積が1万2,271.46平方メートルでございます。

4月10日に制限付一般競争入札の公告を行っております。その結果、記載の3社が入札に参加をいただいているところでございます。入札の結果については記載のとおりでございます。株式会社銭高組東北支店が落札と決定をしております。

工事期間ですが、本日もご決定いただければ本契約を締結した後、平成27年10月31日の完成目指して工事を進めていきたいというふうに考えております。

48ページ以降、建物の図面等がございます。昨年12月に基本設計が終了した時点で、ご説明をさせていただいております。大きく変更した点はございませんが、改めて概略を説明させていただきます。

48ページが、施設の配置図になります。斜線で囲っている部分が、建物の位置でございます。左側が病院、右側がケアセンターということになっております。2つの建物には、4.5メートルの段差がございます。病院が3階、ケアセンターが2階建てということで、2階で1つのフロアとなっております。建物周辺に駐車場を設置をしております。外来の皆様の駐車するスペースとして、170台を確保しております。ケアセンターの隣に74台、病院の南側に91台、それからキャノピー、ひさしの下に車椅子対応する部分が5台となっております。合わせて170台でございます。それから、病院の南側ですね、そこに職員の駐車場として84台を確

保しているところでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。1階の病院の平面図でございます。病院の1階は主に管理部門、それから手術室、透析室、訪問看護ステーションを設ける予定でございます。これも、基本設計と大きくは変更はございません。

次のページをお願いいたします。次が病院の2階、それからケアセンターの1階の平面図でございます。真ん中にありますのが、「みなさん通り」というアトリウムでございます。玄関を入っていただきますと、左側が病院、右側がケアセンターということになります。1階につきましては診療9科目、それぞれ診察スペースを設けております。玄関を入りまして左手に行ってすぐ受け付けがあり、そこから右回りに一筆書きで一周すると、全診療科目を回ることができます。右側につきましてはケアセンターでございまして、大きく保健福祉課の事務スペース、それから保健センターのスペースというふうになっております。

続きまして51ページ、3階部分でございます。同じく右側がケアセンター、左側が病院ということでございます。病院につきましては、3階は入院病棟でございます。ちょうどYの70という線を横に引いてありますが、失礼しました80ですね、Yの80の線から上が一般病床、それから下側が療養病床でございます。一般病床につきましては40床、それから療養型につきましては50床、それぞれ配置をいたしてございます。中心にスタッフステーションを設け、全ての部屋がスタッフステーションから見渡せるような配置としております。特に重篤な患者さんにつきましては、スタッフステーションの正面にそれぞれ部屋を配置をしているという状況でございます。

次にケアセンター側でございますけれども、子育て支援センター、ボランティアセンター、地域活動支援センター、それから中心に会議室を設けているという構造となっております。

それから、今回の契約には含まれておりませんが、ペレットボイラーによる熱源を考えているところでございます。

52ページが仮契約書の写しとなっております。

以上で細部説明を終了させていただきますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ございませんか。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） この地方公営企業法第40条によって、南三陸病院は議会の議決の必要がないんだというような説明であります。40条の内容を説明していただきたい、公営企業法



40条ね。私は、公営企業法でも議決の必要があるんでないかなというふうに感ずるものですか、お伺いをするんですけれども、40条についてその条項を読み上げるか、説明をしてください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、地方公営企業法の第40条、内容についてご説明申し上げたいと思います。

見出しには地方自治法の適用除外という見出しのもとに、第40条2項立てで条文が構成されてございます。読み上げますと、「地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第96条第1項第5号から第8号まで、及び第237条第2項及び第3項の規定にかかわらず、条例または議会の議決によることを要しない」というふうに条文が規定されてございます。

具体的に申し上げますと、議会の議決事項を定めている地方自治法、これは96条の規定でございまして、この規定とあと財産の管理及び処分に関する同法の第237条の規定がございまして、この適用除外をはっきり明記した条文内容でございまして、当然、病院事業につきましては、地方公営企業法の適用を受けてございまして、この条文に合致するということがございまして、従前も仮庁舎と病院の診療所の建築に関する議案を上程したことがございましたけれども、同様の扱いということで当時本庁舎のみの契約締結を議決事件とした経緯もございまして、今回も、同様に総合ケアセンターだけの契約締結ということで、議案として上程させていただきました。以上でございまして。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 説明は大体了承するわけですが、この法はずっと前から、何年から適用されているのかですね。その辺がちょっと、何十年か前にいろいろ問題になったのがありますので、何年からそういう条項が定まっていたのか。地方公営企業法ですか、その法律が何年にできて、その途中にその年度にこれが制定されていたのかですね。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 法律そのものの全体像、ちょっと資料を申しわけないんですが持っておりませんが、この地方公営企業法の地方自治法の適用除外の条文につきましては、昭和41年法律120号で法律として制定してございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。「なし」の声あり) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 9 議案第 6 5 号 工事請負変更契約の締結について

○議長(星 喜美男君) 日程第9、議案第65号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長(星 喜美男君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第65号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災で被災した寄木・葦の浜地区において実施しております防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、請負金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長(三浦清隆君) それでは、議案第65号の細部説明をさせていただきますけれども、私からは本契約の変更に至った大もとの理由、経過等についてご説明を申し上げまして、その後変更契約の細部につきましては復興推進課長がご説明を申し上げます。

では、議案関係参考資料の53ページをごらんください。

町長の行政報告で副町長若干ご説明申し上げた経緯もございますけれども、この資料は宮城県の工事請負契約書約款の第25条を抜粋したものになります。当町の各種工事請負契約にお

いても、独自の約款ではなくて公共工事標準契約約款に基づいて作成された県のこの契約約款を用いております。見出しには、「賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更」というふうにありますけれども、この条項は契約締結後の価格変動等があった場合の契約変更、これを発注者または受注者からの請求を可能とした規定であります。全部で8項立ての規定であります。第1項から第4項までは俗に全体スライド、第5項は単品スライド、第6項はインフレスライドというふうに呼ばれておまして、それぞれ条項の趣旨については次の54ページをごらんいただきたいと思っております。

従来当町では、これらのスライド条項の規定の運用は行っておりませんでした。しかしながら、震災後復旧工事が進められる中であって、特に労務単価の変動が著しく上昇してまいりまして、特に工期を長く設定してある土木工事などにおいては、これを請負者のリスクとするには不適切な状況になってまいりました。労務単価の変動については、具体的には平成25年1月時点と平成26年4月時点を比較しますと、30%以上上昇しております。したがって、この3つのスライド条項のうちインフレスライドの適用について、当町においても平成26年4月1日からその運用を開始するという周知をいたしたところでありまして、今回の契約変更手続に至った次第であります。

なお、適用対象工事はこれは全ての工事でございますが、ただし残りの工期が2カ月以上あるものに限られます。また残った工事の1%、これは請負者の負担ということになりますので、現実インフレスライドの対象は残工事費の99%ということになります。スライド適用の適否につきましては工事工程、それと出来高等を確認の上判断することになります。

変更額については、発注者と請負者が協議して定めることにはなりますが、これが14日以内に協議が整わない場合には、発注者である町が定めて受注者に通知することになってございます。

では、続いて変更内容の詳細等について、復興事業推進課長からご説明をいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、引き続き今回の変更についてご説明いたしたいと思っております。

変更契約に至った経緯等につきましては、ただいま総務課長より説明がありましたとおりでございます。今回提案してございます寄木・葦の浜の防集団地造成工事につきましても、賃金などの急激な変動によりまして工事請負契約書第25条第6項に基づくインフレによる請負代金の変更請求への対応を行うための変更契約となっております。

寄木・葦の浜の団地造成工事におきまして一連の流れをご説明いたしますと、4月25日付で請負者のほうから変更の請求を受けてございます。その時点での出来高について町で確認を行い、出来高の数量を確定したということで、その残工事部分につきまして宮城県で公表しておりますその直近の単価、今回は26年の4月1日の公共工事労務・資材・設計単価を反映して改めて積算をいたしまして、既に契約している積算金額から請負者負担の1%部分を差し引いた差額が今回の変更額、約3,030万円ほどという形で増額となったものでございます。

前段で総務課長から説明がございましたが、当初設計におきましての積算での採用単価につきましては、平成25年1月1日時点の単価を採用してございますが、現時点での直近の労務・資材等の状況を比較しますと、資材や重機などの変動については数%の上昇にとどまっておりますけれども、労務単価につきましては職種によってばらつきがございましたが、30%以上の上昇となつてございまして、労務単価の上昇が変更増額の要因となつてございます。

なお、工事の数量などの内容については、変更はございません。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ございませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 行政報告の中でも質問いたしておりましたけれども、今度は実際にそのスライド条項の対象になって適用するという事になったわけでありまして。なかなか難しいことも出てきているのかなという感じをいたしております。実際、これが国あるいは県が認めて「やりますよ」ということは、大変結構なことだというふうに思いますが、今課長のお話ですと労務費が30%、材料費、資材費については幾らもないんだと。それが平成25年の1月から26年の4月までの上昇率というのが30%だということでもありますので、この対象になると。1年を過ぎて残りの工期、それから残った仕事の量が20%以上というようなことには該当するわけでありまして、要はこの3,000万円という中身なんですね、それを証明できる裏付けというのがどうなっておるのかですね。その辺がなかなか、実際に国が認める、県が認めるということは、何を基準に認めているのかですね。労務費、今の実態調査をした上でこれくらいかかっているんだということになるわけでしょうが、実際にその額が支払われているのかどうかということなんですよ。「何だ、スライド条項で業者さん、我々の分いっぱいもらったのに、実際に支給されたのは25年の1月と変わりございません」となってくると、これは大変なんですね。それが文句か出なければいいけれども、出たときにどうなるのか。そこまで国県のほうでは調査しておるのかということですよ。

だから、なかなかこの条項の対象になるとすると、いろいろなことが出てくるなと思っていましたけれども、早速そういうことが考えられるんで、その辺はどのような判断でおられるのかですね。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 大まかに質問が2つあったと思います。

1点目の3,000万円の増額の根拠でございますが、先ほどお話もさせていただきましたが、残工事部分の当初契約の単価と直近の単価の差額を積み上げたのが、結果として3,000万円と出てきていると。30%以上の人件費、労務単価の増額部分そのまま3,000万円という数字に、結果としてなっているというところでございます。

それと、実際に支払われているかどうかという部分については、我々も実は本当なのかという部分は確かにございます。ただ、各事業者が労務者に対して支払うものを拘束するものではないという制度の趣旨はございます。実勢単価に状況を踏まえたスライドの額ということでございますので、ただこの運用をするに当たりまして、総務課のほうからお話しすればよいのですが、実際状況はどうかということ町内の建設業協会の方々と意見交換をさせていただいた経緯がございます。やはり、逆に「本当に払っているんですか」という言葉をあえて申し上げましたところ、お叱りを受けました。「何を言っているんだ」という状況でございます。要は人材も不足しているということで、ほかの事業者と労務者を取り合っているような状況でございまして、A社が支払賃金が高くなればA社のほうに労務者がなびいてしまうと。結果として、現在受注している工事に影響を及ぼしかねないということで、同じように底上げを図っているというのが現在の状況であるというお話もございましたので、それも踏まえまして今回25条の運用というものを町として定めたものでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） まあ、業者さんに怒られたかどうかよくわかりませんが、我々といたしましてもその根拠がどうなのか、内容がどうなのかということを確認しないと。やはり議決事項ですので、ただ出されたから「いいですよ」というふうにはいかないということを言っているんであって、そういう質問をするのは当然でありますので、怒られるのはあなた方の勝手ですから。それは本当にどうなのかというのが、我々の仕事でありますのでね。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 前者に近い質問になろうかと思いますが、この労務単価が上昇したんだ

ということで、残工事分の20%くらいですか、残工事ね。その労務単価はどういうふうにして、労務単価は機械使うんではないからね、人件費だからね、30%値上げ、それをどういうふうに何人分で、どういう計算を一体するんだらうなというふうなちょっと疑問を持つんですけれどもね。3,000万円ですから、人件費としてね。当初人件費を、2割残工事だとすれば、人件費の分スライド分だけで30%の値上げが人件費分に変更するんだということですからね、どういう計算。人件費とはどういうものを見るんだらうなというふうに、ひとつ。普通労働者は、余り見えないんですよ、ほとんど機械、重機関係だけでね。どういうものを労務費として見るのか、重機のオペレーターも入るのか。何人分でこのくらいだからという申し出なのか、その辺が第1点であります。

それから労務費の値上げって、今労働者不足ですからね、そういう現象になっているんでしょう、近頃ね。それはわかりますが、ほかの工事もこれから出てくるのではないのかなというふうなことも考えられるわけですからね。他にはあとは変更がないのか、労務費として工事変更する必要があるが他の工事もまだまだこれからですから、防集の工事がね、29年までかかるんですよ。その間に「さあ物価が上がった」「労賃が上がった」って、上がるたびに「変更金額が示されてきたから、議会で認めてくれ」なんて言っても、どうも国からどうせというのも何ですけれどもね、国費で国のほうからの補助で来ているからなんですけれども、どうもその辺今後のこと。それから計算方法ですか、どのような方が労働者と見るのかなと。何人分見ているのかなと。今後、またこういうことが例になって出てくるのではないのかなというふうなことを考えるもんだから、説明をしてください。ご答弁をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） そもそも工事の積算体系が、何メーターの例えば側溝を敷設するのにどれくらいの機械、どれくらいの人件費といいますか人夫といいますか、歩掛という形の中でどうしても積み上がってくるので、議員がご質問の「何人分だ」という部分については、なかなか数字としてあらわすことがちょっと難しいというのが実情でございます。

ただ労務費の中には、議員のご質問の中でございました例えば重機のオペレーター、その部分も特殊運転手として今回の労務費の中に含まれているという状況でございます。バックホー等のオペレーターなる労務費につきましては上昇率が36%というふうな状況ですし、一般的に普通作業員という職種がございますが、普通作業員では同じように36%、実際上昇率が大きくなっているという状況でございます。

ちなみに、普通作業員は当初寄木・葦の浜で積算したときの労務単価では1万1,800円、そ

れが4,300円上がっているというような状況でございます。ほかの特殊作業員、あるいは一般のお世話役、ダンプの運転手、そういった方々もこの中に含まれてございまして、それぞれ低いもので23%から高いもので36%上昇しているという状況でございます。

ほかの工事、今後の見込みも含めてなんですが、参考資料の54ページに適用対象工事として一覧されてございます。インフレスライドにつきましては、残工期が2カ月以上ある工事であれば、町が発注するものであれば全ての工事が今後も対象になってくるというふうな状況でございます。ただ、単価の上昇の状況を見ますと、平成25当初の改定、平成25年の4月1日の改定の時点で20%後半まで一気に上がったという経緯がございます。その後は単価改定は、平成26年度2月1日に数%という形で改定がなされておりますので、寄木の団地の工事につきましては上がり幅が非常に高いということで、3,000万円という高額な金額になっております。他の工事でも今後出てくるかと思うんですが、そこは今後のインフレの状況を見ていかないと一概には言えませんが、今後においても残工期が2カ月以上あるということであれば、全ての工事が対象になりますので、受注者の請求に基づいて対応を行っていくということでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 何人分掛ける何ぼということになってくると、オペレーターも含めたその辺積算の内容なんていうのを我々は知る、そこまではわかりませんがね。どのようなものが積算されて出されてくるのだからわかりませんがね、今後も出てくるということが十分考えられるなというふうにも思いますし、なお消費税の関係を見込んで契約をしているのかどうかね。消費税も契約で3%上がって、また2%近いうちに上がるわけだからね。そのようなことも見込んで契約をしているのかどうかだね、契約段階でね。それらは、どうなっているのか。これは、65号とは違いますけれどもね。消費税今後も上がるわけですから、また。4月から上がったやつ、10月から上がる、5%、大体そういうふうになっています。その場合に、新たな工事についてはもちろん10%の消費税で積算するんでしょうけれども、契約されているものは消費税が上がるかと上がらないと、消費税には関係がないんだというようなことなのか。その辺にも何か、金額大きいですからね。

普通ゼネコンの工事は、余計なことのようにですけども、5%なんかもうけないって言うんですから、1つの工事です。そういうふうに言われているんです、通常5%も利益が出ないんだと。そういう厳しい内容のようであります。大手、鴻池は大手ではありませんがね、準大手だね。5大大手、それは余計なことのようにだけれども、大成建設がその中でも一番、5大大

手の中でも一番の大手ですから、そんな中でいろいろ今後のことについても次々といろいろなことを言えば何ですけれどもね。人件費と漠然と言われても、「はい、わかりました」なんてどんどん認めていっていいものかどうかなというふうに、考えるんですよ。それで、もう1回その辺ご答弁。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 消費税の関係のお話もございましたが、消費税につきましては来年また10月1日からですか、10%という考え方もあるようでして、それに伴いましてまた平成27年度末までの工期設定をしている契約もございますので、そういった消費税の税率の変更に応じた対応も今後出てくるのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

私も同じ質問なんですけれども、報道によりますと例えば福島的第一原発とか、ああいう大きなところで何層にも下請があって、人件費として払ったものが実際は現場の作業員には行っていないというようなこともあるということを知ります。それで、この場合ですけれども、例えば1つは、今消費税は人件費には反映されないんですよ。

それから、途中の下請の例えば事務員とか役員とか、そちらのほうもこの金額の中に入っているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 消費税の部分、単体で人件費あるいは会社の営業経費みたいな部分までのお話とは別に、そういった直接工事にかかわる経費、当然人件費も含まれます。それと現場管理費、あるいは一般管理費、そういったものを積み上げて出た準工事費に対して税率を掛けて工事請負契約額としてございますので、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 途中の先ほど言いました役員とか、あるいは会社の株主とか、そちらのほうの分までこの今回のやつが行っていることはないのかということなんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） あくまで工事請負契約の中での設計に基づく積算に関する経費でございますので、今小野寺議員のご質問の中の会社の役員とかの報酬につきましては、それは会社の運営上の話でございますので、全くこれは別問題だというふうに思います。



○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第66号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第66号災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第66号災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した戸倉地区に整備する災害公営住宅に係る業務施行に関する宮城県との協定の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第66号の細部説明をさせていただきます。

議案書に記載のとおり、本議案につきましては戸倉地区・戸倉団地内に整備する集合型の災害公営住宅建設の業務施行につきまして、宮城県に委託することの協定を締結するものでございます。金額につきましては17億2,758万9,850円でございます。

議案関係参考資料の56ページをお開き願います。

事業の概要について記載させていただいております。集合住宅の構造につきましては、鉄筋コンクリート3階建てで3棟ございます。70戸分で、延べ床面積が約5,040平方メートルでございます。住宅の附属施設といたしまして、エレベーター、物置や共同花壇のほか集会所を1棟設置する計画でございます。

事業のスケジュールにつきましては、本議案の議決後宮城県におきまして建築業者の選定手続を進めまして、現在行われております防集事業での造成工事の進捗に合わせて、ことしの10月ころには建築工事に着手し、27年度中の完成引き渡しを目指して進める予定でございます。

次に、58ページの配置図をごらんいただきたいと思っております。集合住宅の敷地の面積につきましては、1万410平方メートルでございます。紫色の部分が住宅の部分で、A・B棟がそれぞれ23戸、C棟が24戸の合計70戸となっております。それぞれの住戸タイプの内訳につきましては、右上の表に記載してございますが、Sタイプ、いわゆる2Kタイプが7戸、Mタイプ・2DKタイプが39戸、Fタイプが24戸となっております。

なお、木造戸建ての住宅10戸分ございますが、それにつきましては現在進められております入谷・名足同様木造災害公営住宅建設推進協議会と9月ごろに買取事業として譲渡契約を締結すべく、現在事務手続を進めております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ございませんか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

再三言ってきたんですけれども、もう今回は言わないようにしようと思ったんですけれども、人生に決断のときというのは遅いということはないということをよく言われますけれども、この集合型の災害公営住宅に関しては、もう軒割りの平屋の住宅にするにはもう遅いということを認識させていただきましたので、残念ながら別の件を質問させていただきます。

ここにある集会所についてお聞きしたいんですけれども、あとは「陽だまりサロン」というこのスペースについてお聞きしたいと思います。私、集会所とかどういった形なのか、この図面では小さくてわからないんですけれども、この住宅に入っている方たちがある程度冠婚葬祭並びに人寄せに使えるような用途も、この中に含んでいるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 冠婚葬祭という目的の部分は、特に意識しての構造ではございません。あくまでも地域のコミュニティ創出のための核となる集会所という位置づけの中で行ってございます。ただ、運用上どうなのかという部分については、建設課長のほうから答えていただくことになろうかと思いますが、いずれ皆さんで共用して使っていただくという集会所の目的でございますので、その辺管理上の問題という部分もでございますので、そこまで当初建てる部分では意識していないという状況ではございます。ただ通常の集会所と何か違うのかという部分については、考え方はほとんど同じでございます。

それと、「陽だまりサロン」という部分は、エレベーターホールの入り口の広い、若干共有のスペースということで、そこで日常の会話程度ちょっと座りながらお茶飲み話を若干できるといったような目的のスペースでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、集会所の利用。最近自宅で葬儀を、お通夜等を行うのがだんだん珍しくなってきました。ましてや災害公営住宅でございますので、ぜひそういう施設が当然欲しいということになるかというふうに思っております。ただ、これの部分につきましても、町がどうのこうのというよりは、やはり入居者の皆様とのルールづくりというのが一番大事になってくるんじゃないかなと思っております。いずれコミュニティの施設でございますので、その期間何日間か使えなくなるという状況になります。そこをいかに入居者の皆様でうまく運営していくかということが、一番大事になってくるんじゃないかと思っております。

いずれこの部分につきましても、入居予定の皆様と事前にいろいろな話し合いを設けさせていただきますので、その中で1つの議題といいますか課題としていろいろ協議をさせていただければというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 集会所については、私言ったようなことを意識してはいないということですが、答弁ありましたけれども、私これからの時代というか、例えば集合住宅に入ると普通の住宅のもう何倍もの家賃を払っていて、前回聞いたときもひとり暮らしの人たちが多くなって、親族の方はいるでしょうけれども、何分本当にこれから必要なコミュニティというか何か、いろいろなセレモニーホール等の業者さんはあるでしょうけれども、そうじゃなくて何か言っちゃ悪いんですけども生活も、私も含めてなんですけれども、弱者のような方たちに優しいというか、何か希望の持てるようなつくりには私はしてほしいと思います。実際、志津川

のほうにはまちづくり協議会等あるみたいですが、戸倉の場合はもちろんあるようですよけれども、そういった場面で私が言ったような将来的にこういった簡易的な宿泊もできるような集会所とか、欲しいという要望等は出ていなかったのかどうか。そういったところも何か私不思議ではありますがありません、個人的なあれなんですけれども。

それで、入居者のルールづくりということですが、課長、そういった旨で使うと何日間かは使えないということですが、やっぱり生活していく上で何かこれからのこういう公共的な集会所等は、いろいろな多目的な形で使えるようにするのが必要じゃないかと思うんですが、そのところをもう一回伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町のほうから、「使え」とか「使えな」とかという話ではなくて、そこは集会所は町が設置するわけですので、実際お使いになるのは入居者の皆様でございますので、そこはやはり入居者の皆様の中でお話し合いが必要だと思うんですね。私がこの場で「使える」とか「使えない」とか、当然言える立場にはございませんので、そこはご理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今後の進め方も含めて建設課長のほうからお話ししましたが、前年度から当課のほうで集会所の使い方という部分を、公営住宅の入居希望者の方々と使い方という部分について懇談を重ねてきた経緯もございます。ただ、まだ漠然とした話し合いの中でしたので、今後今年度もまた予定してございますが、暮らしの懇談会という懇談会を入居者と一緒に懇談を重ねていく機会がございますので、そういった中で集会所の使い方というのは1つのテーマになってきますので、その部分についてはそういった話が出るかどうか、今後対応していきたいなと思います。

それと、戸倉のまち協の話が出ましたが、集会所につきましては災害公営住宅の入居の部分にはここ1棟つくりますけれども、そのほかにも防集団地のところにも改めて、戸数が多いものですから、集会所整備を予定してございます。そういった中で、今後はまち協でもそのたぐいのお話が話題として出てくるのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 課長から先ほど答弁ありましたけれども、入居者が使う、使わないという、もうその段階では遅いと思います。ですから、つくる段階で何も「使え」というんじゃなくて、そういうふうにも使えるというような構造にすることが、住民とか住んでいる

人たちに対する親切というか大切なことだと思うんですけども。ちなみに、この議場にいる方たちはほとんどそういったことはないと思いますけれども、実際住宅に入って生活する人たちにとっては、将来的にそういうふうに使えとなると、大分心強いというか安心できる面もあるんじゃないですか。もちろん、恵まれている方たちは既存のいろいろな施設を利用して人寄せ等をすればいいわけであって。

それで、もう1件の集会所、暮らしの懇談会とありましたけれども、コミュニティセンターみたいなやつも実は私、そういった趣で使えるようにしたほうがいいと思っている。これは個人的なあれなんで、私自身がそうかもしれないんですけども、住民の人たちというのはそういった利用法も絶対にもう望んでいると思うんで、使える用途に今後検討していったいただきたいと思うんですが、そここのところを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほども申し上げましたが、まちづくり協議会の中ではどうしてもこれまで高台の整備のあり方について、中心的に議論を重ねてきた経緯がございます。ただ、議員ご承知のとおり既に造成工事も着手され、今後学校等の建築、あるいは保育所等の建築もある中で、そういった全体的な部分の議論というのは正直これからの話になってくるかと思えます。そういった中で議員おっしゃったようなお話は、議員の個人的なという部分もお話出ていましたが、それを願っている方もいると思えますので、まちづくり協議会の中でそういった部分も含めて集会所のあり方そのものも検討する場面は、恐らく出てくるかと思えます。

今回は、災害公営住宅という部分での集会所の整備になりますが、当然一定規模のフロアがございますし、それとどちらかと言いますと高齢者対策の相談を設ける日だとか、そういったものも意識して計画に計上してございますので、あとは使い方の問題ということになりますので、その辺はきょう出たお話も含めて、今後住民の方々と相談をしていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（星 喜美男君） ここで休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時15分 休憩

---

午後2時30分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第11 議案第67号 財産の取得について

日程第12 議案第68号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第67号財産の取得について、日程第12、議案第68号財産の取得について。お諮りいたします。以上本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして、本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第67号及び議案第68号の2議案、財産の取得についてご説明申し上げます。

本2案は、志津川西地区防災集団移転促進事業用地の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興用地課長。

○復興用地課長（仲村孝二君） それでは、議案第67、68号の細部説明をさせていただきます。

議案67号ですが、お手元の議案関係参考資料の63ページをごらんください。今回、志津川西地区防災集団移転促進事業用地として土地を4筆取得いたします。取得予定地は県立志津川高校の西側、志津川字廻館89番のうち山林4,463.57平方メートル、同じく廻館176番1のうち山林6,705.08平方メートル、同じく廻館178番のうち山林2,823.69平方メートル、同じく廻館199番山林564.10平方メートル、以上4筆、合計面積1万4,556.44平方メートルでございます。坪に換算しますと、4,403坪でございます。

取得単価につきましては、いずれも山林評価として1平方メートル当たり870円、坪単価2,871円を予定しております。その結果、取得代金の総額は1,266万4,101円でございます。

なお、取得予定地の詳細な位置関係につきましては66ページを、また事業計画につきましては65ページをごらんくださいませ。

次に議案68号ですが、67ページをごらんください。事業名は、同じく志津川西地区防災集団移転促進事業でございます。取得する土地は、志津川字廻館75番1のうち畑1万6,168.25平方メートル、同じく志津川字田尻畑58番1のうち山林66.95平方メートル、同じく志津川字田尻畑58番4のうち畑2,573.76平方メートルの3筆、合計1万8,808.96平方メートル。坪に換算しますと、5,689坪を取得します。

次に、取得単価につきましては、畑が1平方メートル当たり3,600円、坪単価1万1,880円。山林単価につきましては、1平方メートル当たり870円、坪単価2,871円を予定しております。その結果、取得代金の総額は6,752万9,482円でございます。

取得予定地の位置関係につきましては旭ヶ丘団地の西側に位置しておりまして、詳細な位置関係につきましては70ページを、事業計画につきましては69ページをごらんくださいませ。

以上、説明終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。ございませんか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。

67号についてお聞きします。これ山林ということで、ちょっと私現場見る暇なくて行かなかったんですけども、実際木が生えているんでしょうか、山林ですから。何年くらいのやつが生えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（仲村孝二君） 今回取得の中で、現状地目山林として評価した分については現地で樹木がございます。樹木の種類としては杉とかヒノキということで、実際に本数につき

ましてはちょっと手元に調書のほうを持参しておりませんので、正確な数字はわかりませんので、その部分についてはちょっとお答えできません。以上です。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃあ、木が生えているということで、たしか伐採した木を売るわけですね。売れるんですね。たしか、売却した分も何か国に返すとかって前は聞いていたんですけれども、その分はどうなっているのか、一応お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（仲村孝二君） 今回の樹木の補償につきましては、企業者側のほうの取得補償という形で考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私お聞きしたかったのは、その木がもし売れる場合幾らくらいで売れるのかって、そういうことをお聞きしたかったんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（仲村孝二君） 今回の樹木の取得費、補償費につきましては、取得してから処分するというふうな考え方で積算根拠をしておりますので、具体的に取得した後幾らでそれが処分できるかというふうなところまでの金額は、こちらのほうでは企業者側のほうではつかんでおりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私質問の意図というか、山林とあったんで山林のまま買って、1,200万円を買うわけなんですけれども、その中の山林ですので木をもし売れた場合幾らくらいで売れるのか。そして、その売ったお金は町の収入になるのかどうか、そういうことをお聞きしたかったんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（仲村孝二君） 今回の樹木の補償につきましては、一般的には樹木の補償の考え方につきましては取得補償と伐採補償の二通りの考え方があるわけなんです。今回は、先ほ上ど申しましたように取得補償という形になりますので、一旦取得しました樹木については工事で処分してしまうということになりますので、その後において伐採した樹木を市場に出して処分するというふうなところまでは考えておりません。

○議長（星 喜美男君） 前課長であります危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） それでは、私から。



今回の議案を2つ、伐採補償と取得補償というふうに2つございます。それで小野寺様につきましては、自分で木材業をやっていますので、自分で今までかかった部分の代金は木の分はいただきますが、自分であと切って市場のほうに直接お出しするというふうな補償の仕方でございます。自分で直接木を切って、自分でみずから市場に出すという伐採補償の方式で、木の補償を出してやると。そして、議案の68号につきまして取得補償ということで、直接町のほうが今まで木の分を取得して市場に出して売ったお金については、工事費の中で清算するというふうな形の補償の仕方になりますので、ちょっと今回67号と68号につきましては処分の補償の仕方がちょっと異なるものですから、ただいまお話ししたような形になっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） その補償というのが私わからなくて、実際木材業やっているんですか、例えば山林とあるんですけれども、木材業をやっているんで全部切って、そして山林として買ったのか、それとも木が生えているまま買って、その木を切ったやつがどのように流れていくのかということを知りたかったんです。最終的には、その木が処分となるのであれば、せっかく午前中のあれでもバイオマスに関係があったものですから、それを資源としてどのような形かで何とかならないかという、そういう思いもあったものですからお聞きしました。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩いたします。

午後2時45分 休憩

---

午後2時50分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 先ほど建設課長の答弁でわかったんですけれども、私の聞き方が悪かったみたいで、私が聞いたときに木の部分はもう別だということを答えていただければ、このような形にはならなかったと思います。

それで、最後1点お聞きしたいんですけれども、木を切った売値と、たしか68号は木があったままの単価、同じようだったんですけれども、違いました。それだけ確認して、質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（仲村孝二君） 今回議案で上げさせていただいている山林価格の870円という

のは、樹木の価格は入っておりませんので、土地代だけですので。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第67号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第68号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第69号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第69号平成26年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第69号平成26年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、第8回復興交付金事業に係る配分額のうち漁業集落防災機能強化事業及び漁港施設機能強化事業について、所要額を計上したものであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、一般会計補正予算の細部説明を行います。

初めに、1ページの議案部分をごらんください。

今回、予算総額に2億7,000万円を追加いたしまして、総額を401億2,000万円とするものでございますけれども、これをいわゆる通常分と震災復興分を区分いたしますと、通常分が67億5,500万円、16.8%、震災復興分が333億6,400万円、83.2%という割合になります。また、予算の総額400億円でございますけれども、前年同期、ちょうど25年度は4月に臨時議会がありましたけれども、その当時の予算と比較いたしますとマイナスの39.7%、額にいたしますと263億円ほどの減額でございます。また、予算総額401億円のうち、これはいわゆる投資的経費、性質別に分けますと投資的経費の部分、普通建設事業費や災害復旧になりますけれども全体の62.4%、250億3,800万円ほどが投資的経費という形になります。

では、続いて事項別明細の説明に移ります。7ページ、8ページをごらんください。

まず歳入で地方交付税、今回震災復興特別交付税6,880万円追加補正でございますけれども、これは歳出でご説明いたしますけれども漁業集落防災機能強化事業と漁港施設機能強化事業、この補助裏分として計上してございます。県支出金の水産業費補助金1,826万7,000円につきましては、これは漁港事業のうち港漁港と田ノ浦漁港に係る部分の県補助でございます。補助率が4分の3でございます。

17款の繰入金、復興交付金基金の繰入金で、今回1億8,300万円ほど繰り入れを行います。町長提案理由で申し上げましたとおり8次の交付金、これは25年度の3月に既に頂戴していた内容でございますけれども、当時20億円ほど財源として繰り入れを行っておりましたが、そのうち今回早急に歳出予算化しなければいけない事業に対しまして1億8,300万円ほど基金の繰り入れを行います。繰り入れ後の復興交付金基金の残高につきましては、233億7,000万円となる見込みでございます。

続いて、歳出予算でございます。4目の漁港建設費と復興農林水産業費の漁業集落防災機能強化事業、9旅費で40万円計上してございますけれども、これは予算の組みかえでございます。漁港建設費から復興費のほうに40万円組みかえでございます。なお、漁業集落防災機能強化事業でございますけれども、13の委託料で2億3,600万円計上してございます。これは、漁業集落の整備ということで今回16地区分の予算計上でございますが、あくまでも調査費ということで本工事につきましては今後27年度、28年度を予定してございます。事業内容については、主に漁業集落道の整備、避難路、それと非常用の照明灯の整備、あとは水産関係用地の整備、これらが実事業で入ってまいりますけれども、今回その前段の委託料として漁業

集落防災機能強化事業調査委託料、これはおおむね1億3,600万円を予定してございます。残りの1億円につきましては、工事積算等の支援業務ということで、合わせて2億3,600万円でございます。

次、4目の漁港施設機能強化事業でございます。工事請負費で3,500万円ということで、漁港施設用地かさ上げ工事を計上してございます。これは、地区は港漁港、田ノ浦漁港、折立漁港、寺浜漁港の4港でございますけれども、その工事内容につきましては議案関係参考資料の最終71ページに記載してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

予備費は財源調整のために、150万円減額いたしました。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）ないようにありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第5回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時59分 閉会